

尾張旭市高齢者保健福祉計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、高齢者の保健、福祉、介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図るため、老人福祉法及び介護保険法に基づき令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期尾張旭市高齢者保健福祉計画を策定することを目的とする。

2 事業者の選定方法

「尾張旭市高齢者保健福祉計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」及び「尾張旭市高齢者保健福祉計画策定業務仕様書」に基づき、公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

尾張旭市高齢者保健福祉計画策定業務

(2) 業務内容

尾張旭市高齢者保健福祉計画策定業務仕様書に定める内容

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提案限度額及び支払条件

(1) 提案限度額

6,443千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、令和7年度分として3,443千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、令和8年度分として3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をそれぞれ限度額とする。なお、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(2) 支払方法

令和7年度分は令和7年度末の出来高検査終了後に、令和8年度分は業務完了後の完了検査終了後にそれぞれ支払うものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和７年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、指名通知日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２７日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程

内容	日時
指名通知日	令和７年７月１０日（木）
質問受付期限	令和７年７月２２日（火）午後５時・必着
質問回答期日	令和７年７月２９日（火）
参加表明書等提出期限	令和７年８月４日（月）午後５時・必着
企画提案書提出期限	令和７年８月１２日（火）午後５時・必着
プレゼンテーション	令和７年８月１８日（月）
審査結果通知	令和７年８月下旬
事前協議	令和７年９月初旬
契約締結	令和７年９月初旬

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式１）
- (2) 企画提案書表紙（様式２）
- (3) 参考見積書（様式３）
- (4) 団体概要（様式４）
- (5) 業務実績（様式５）
- (6) 質問書（様式６）
- (7) 辞退届（様式７）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式 6）に記入し、健康福祉部長寿課に令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時（必着）までに電子メールにより提出すること。

（送信先：choju@city.owariasahi.lg.jp）

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

質問への回答は、全ての提案者に対して令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時頃までに電子メールで送信する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加確認書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式 1）：原本 1 部

(2) 提出書類に関する留意事項

書類には、会社名の記載と契約締結権者氏名を記載して提出すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部長寿課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和 7 年 8 月 4 日（月）午後 5 時まで（必着）

※ 上記提出期限までに参加表明書の提出がない者の企画提案は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5 に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式 2）：原本 1 部、写し 8 部

イ 企画提案書（様式任意）：原本 1 部、写し 8 部

- ウ 工程表（様式任意）：原本１部、写し８部
- エ 参考見積書（様式３）：原本１部 写し８部
- オ 団体概要（様式４）：原本１部、写し８部
- カ 業務実績（様式５）：原本１部、写し８部
- キ 業務実績体制（様式任意）：原本１部、写し８部

(2) 調製仕様

ア 提案書は、Ａ４版（縦横は任意）、横書、両面印刷でページ数は任意とする。

イ 団体概要については、パンフレット等の概要資料で代用することも可とする。

(3) 提案書に記載を求める内容

ア 第１０期尾張旭市高齢者保健福祉計画に対する基本的な考え方、提案

イ 業務スケジュール、進行管理の方法

ウ 受託した場合の業務体制、担当予定者の氏名、資格、経歴等

エ アンケート調査等の実施方法、提案

オ 第９期計画に関する点検・評価の方法

カ その他、業務の遂行等に当たり必要と考える内容

※ 上記は例示として記載するもので、構成や名称等は提案者の任意とする。

(4) 提出先

尾張旭市役所健康福祉部長寿課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(6) 提出期限

令和７年８月１２日（火）午後５時まで（必着）

※ 上記提出期限までに提出がない場合は、提案を辞退したものとみなす。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式７）を担当課窓口へ直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 プレゼンテーション

提案の内容等を評価するため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和７年８月１８日（月）

(2) 場所

尾張旭市役所内会議室等

(3) 内容

制限時間 20 分以内で、提出された提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施すること。その後、10 分程度の質疑応答時間を設ける。

(4) その他

ア 必ず本業務に直接携わる者がプレゼンテーションを行うこと。

イ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順に、希望する順番（時間帯）を選択できるものとする。

ウ 詳細については後日通知する。

13 審査方法

- (1) 審査委員による審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、令和 7 年 8 月下旬に全ての提案者に書面にて通知する。審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

14 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

15 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成 12 年条例第 25 号）第 7 条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。

- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が１者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市健康福祉部 長寿課 長寿支援係（担当 戸出）

〒488－8666

尾張旭市東大道町原田2600－1

電 話 0561－76－8143

FAX 0561－52－3749

e-mail choju@city.owariasahi.lg.jp